

指定居宅介護支援事業所
重要事項説明書及び同意書
(居宅介護支援事業所みゆ)

利用者： _____ 様

事業者： 一般社団法人あすなろ

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(広島市指定 第 3470215637 号)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口 *ご不明な点はおたずねください。

電話番号	082-554-0701 (8:30-17:30)
担当者	管理者：野崎 希予

2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所	居宅介護支援事業所みゆ
所在地	広島市安佐南区東野三丁目 23 番 6 号
介護保険指定番号	3 4 7 0 2 1 5 6 3 7
サービスを提供する地域	①安佐南区 ②安佐北区 ③東区 ④中区 ⑤西区 ⑥安芸区 ⑦南区（似島町、宇品町を除く）

* 上記地域以外の場合でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1 名 (兼務)	0 名
介護支援専門員	1 名 (兼務)	0 名
合計	1 名	0 名

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土日祝、時間外は電話にて対応）
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始（12/30～1/3）・夏季休暇（8/13～8/15）
営業時間	8：30～17：30
緊急連絡先	① 082-554-0701 ② 080-3558-6556

(4) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に、厚労省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者の心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスを利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。
事務職員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による課題分析の実施
③	ご利用者及びご家族の意向を踏まえて居宅サービス計画原案の作成
④	担当者会議を開催し、居宅サービス計画に対するご利用者の同意
⑤	サービスの利用開始

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援の報酬額（基本報酬及び加算報酬）は、別紙の通りです。

要介護認定を受けられた方は、全額保険給付の対象であり自己負担はありません。

* 法定代理受領を行わない場合は、要介護度に応じて1ヶ月につき所定の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書と領収書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 介護支援専門員が訪問するための交通費は一切いただきません。

(3) 解約料はかかりません。（契約はいつでも解約することができます。）

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の目的及び方針

* 要介護状態のご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。（居宅サービス計画書を作成し、状況把握のために月一回の訪問かつ月一回のモニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の見直しを行います。）

* ご利用者の心身の状況やその環境に応じて、ご利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」といいます。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

* 指定居宅介護支援等の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

* 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

* ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じることでサービスの質の向上に努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有・無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談ください
調査（課題把握）の方法	—	ご利用者の状況を勘案し、書式化アセスメント方式を使用する

介護支援専門員への研修実施	有	年 3 回 継続研修を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	前記 4 の (3) 参照

6. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) ご利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

7. サービス内容に関する苦情

(1) ご利用者相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

居宅介護支援事業所みゆ 管理者 野崎 希予 電話番号：①082-554-0701 ②080-3558-6556 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30 夜間及び休業日は電話対応
広島県国民健康保険団体連合会 電話番号：082-554-0783 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
広島市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話番号：082-504-2183 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
安佐南区役所厚生部福祉課高齢介護係 電話番号：082-831-4943 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
安佐北区役所厚生部福祉課高齢介護係 電話番号：082-819-0621 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
東区役所厚生部福祉課高齢介護係 電話番号：082-568-7732 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
中区役所厚生部福祉課高齢介護係 電話番号：082-504-2478 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
西区役所厚生部福祉課高齢介護係

電話番号：082-294-6585	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
安芸区役所厚生部福祉課高齢介護係	
電話番号：082-821-2823	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
南区役所厚生部福祉課高齢介護係	
電話番号：082-250-4138	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
東広島市健康福祉部介護保険課	
電話番号：082-420-0937	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
廿日市市健康福祉部高齢介護課高齢介護係	
電話番号：0829-30-9155	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

8. 人権擁護、虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	野崎 希予
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制及び虐待の防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についてサービス従業者への周知徹底を行います。

9. 秘密の保持

(1) 事業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を厳守いたします。

(2) 事業者は、介護支援専門員その他従業者である者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員その他従業者である期間及び介護支援専門員その他従業者でなくなった後においても、その秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

10. 個人情報の保護

(1) 事業者は、ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(2) 事業者が得たご利用者又はそのご家族の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめご利用者又はそのご家族の同意を得ます。

(3) 事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含みます。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、

(4) 事業者が管理する情報については、本人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除（以下、「訂正等」といいます。）を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して必要な複写料はご利用者又は申請者の負担となります。）

11. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険の種類	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
保険の概要	支援中に起きた事故について補償します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 事業者は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康管理について、必要な管理を行います。

(2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等及びその他従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員等及びその他従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

13. 業務継続計画の策定等

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」といいます。）を策定し、この計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、介護支援専門員及びその他の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(3) 事業者は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

（令和 6 年 9 月 1 日現在）

【 法人の概要 】

法人名 一般社団法人 あすなろ
所在地 広島市安佐南区東野三丁目 23 番 6 号
代表者 上田 美幸
電 話 082-554-0701

【 事業内容 】

居宅介護支援

【事業者】

住 所：広島市安佐南区東野三丁目 23 番 6 号
法 人 名：一般社団法人 あすなろ
代 表 者：上田 美幸

印

【事業所】

住 所：広島市安佐南区東野三丁目 23 番 6 号
事業所名：居宅介護支援事業所 みゆ
(指定番号 第 3470215637 号)

担当者 _____ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、すべての内容に
同意しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

署名代行理由：